

令和 6(2024)年度栃木県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和 6(2024)年 8 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

栃木県では、イノシシによる農業被害の軽減及び生物多様性の保全を目的として、「栃木県イノシシ管理計画（五期計画）」（第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）」を策定し、捕獲の推進及び被害防止対策に取り組むとともに、その状況等をモニタリングしている。

令和 5(2023)年度に、過去のモニタリングによるデータ等から生息数を推定したところ、平成 25(2013)年度末で 23,646 頭と推定された。県では生息数の確実な減少を図るため、上記の結果及び過去 2 回調査時（平成 26(2014)年度、平成 29(2017)年度）における同時点の推定生息数（33,500 頭、24,300 頭）を比較し、より低い生息数に基づき、令和 10(2030)年度末までの半減以下（生息数 11,800 頭）を目指すこととし、当面の捕獲目標を年間 4,600 頭に設定した。

一方で、近年の農業被害額は 1 億円以上で推移していたが、令和 3(2021)年度以降は、これまでの捕獲の効果及び豚熱の影響により捕獲数が減少するとともに、被害も半減した。しかし、イノシシは繁殖力が強く、生息数が再び増加に転じることも考えられることから、今後も農業被害を防ぐためには被害防止対策の推進とともに、上記の捕獲目標を確実に達成することが必要である。

このため、上記の捕獲目標の達成に向け、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を活用することを位置づけ、捕獲に取り組む。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
栃木市・小山市（ <small>おもいがわ</small> 思川）	令和 6(2024)年 8 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日（予定） （うち、捕獲作業を行う期間） 上記期間のうち 60 日間程度

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
栃木市・小山市（思川）	栃木市大光寺町及び小山市飯塚、小宅（思川河川区域）	河川区域を棲み家とするイノシシにより近隣農地の被害が発生している。 当該地域は 2 市にまたがっていることから、本事業により効率的な捕獲を行う必要が	河川区域（一級河川）、小山鳥獣保護区、栃木市鳥獣被害防止計画、小山市鳥獣被害防止計画

		ある。	
--	--	-----	--

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
栃木市・小山市 (思川)	捕獲数 20 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
栃木市・小山市 (思川)	わな猟(箱わな、くくりわな)及び 銃猟(止めさしに限る。)	箱わな : 360 基日程度 くくりわな : 2400 基日程度

②作業手順

【関係者との調整】

関係機関との協議及び利害関係人からの意見聴取を行い、事業実施に対する合意形成を図る。

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲を実施する。捕獲等の実施に際して豚熱ウイルスに対する防疫措置を講じる。

【安全管理】

受託者には下記①～③の安全管理対策を講じるように適切に監督するとともに、地理的条件から、事故発生時の対応が遅れる可能性があるため、緊急連絡体制の整備等については十分に配慮する。

①安全教育、訓練等の実施

②安全管理体制の構築

③安全管理対策の実施(第三者及び従事者)

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲個体については放置せず全て搬出し、焼却により適切に処分する。

【錯誤捕獲への対応方針】

イノシシ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカが捕獲された場合は殺処分とする。

【捕獲情報の収集及び評価】

わな設置箇所毎の捕獲数、捕獲個体の雌雄、成獣・幼獣の別等の情報を収集する。得られた結果については、捕獲効率や捕獲時期等のデータを分析・評価し、学識経験者等の意見を踏まえ、より効果的な実施方法について検討する際の判断材料とする。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

栃木県

【実施方法】

業務委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲及び附帯する業務一式

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

近隣住民や釣り人等が実施区域に係る河川区域を利用することがあるため、わな設置箇所周辺に表示板を設置し、事故の防止を図る。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

特になし。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲の実施にあたっては、希少猛禽類やその他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮するよう、捕獲従事者に周知徹底する。

(3) 地域社会への配慮

捕獲の実施にあたっては、本意事業への不安や不信感を与えないよう、事業実施内容を地元住民へ周知徹底する。

令和6(2024)年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域図(イノシシ)

